

日本臨床検査医学会臨床検査専門医制度

臨床検査専門医制度規定

昭和 52 年 10 月 24 日 制定

昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定	昭和 63 年 10 月 20 日 第 2 回改定
平成 8 年 11 月 14 日 第 3 回改定	平成 11 年 3 月 20 日 第 4 回改定
平成 13 年 3 月 3 日 第 5 回改定	平成 16 年 4 月 17 日 第 6 回改定
平成 18 年 4 月 1 日 第 7 回改定	平成 19 年 3 月 31 日 第 8 回改定
平成 22 年 11 月 13 日 第 9 回改定	平成 23 年 8 月 19 日 第 10 回改定
平成 24 年 2 月 18 日 第 11 回改定	平成 26 年 10 月 18 日 第 12 回改定
平成 30 年 12 月 22 日 第 13 回改定	令和 2 年 7 月 3 日 第 14 回改定

- 臨床検査専門医の認定は、日本臨床検査医学会制定のこの規定にしたがって実施する。なお、本規定で認定するのは日本臨床検査医学会認定臨床検査専門医で、日本専門医機構が認定する臨床検査専門医と区別される。本専門医の新規養成は、平成 30 年 3 月 31 日までの研修開始をもって終了しており、新規認定は令和 7 年度の認定試験を最終とする。
- 認定試験受験資格
 - 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としてふさわしい人格・識見を持つこと。
 - 2) 出願時日本臨床検査医学会の会員であること。
 - 3) 日本臨床検査医学会の定める研修プログラムにより、5 年間の研修を修了していること。2 年間の初期臨床研修は 5 年の研修期間に含む。米国の臨床病理医認定試験合格者 (Clinical Pathologist certified by the American Board of Pathology) およびそれと同等とみなされる外国の臨床検査専門医の認定資格を有する者についての日本における研修歴については満 2 年とする。
 - 4) 日本臨床検査医学会の認定する認定研修施設において以下の内容の全てを含む研修を、3 年以上終えていること。
 - a) 臨床検査医学 (臨床病理学) 総論 (医療倫理、医療安全、遺伝子関連検査も含む)
 - b) 一般臨床検査学
 - c) 臨床血液学
 - d) 臨床化学
 - e) 臨床微生物学 (感染症学を含む)
 - f) 臨床免疫学
 - g) 輸血学
 - h) 臨床生理学
 - 5) 臨床検査室等での日常業務内容を証明する、各種のコンサルテーション記録、骨髄像報告書、免疫電気泳動報告書、染色体分析報告書、その他の臨床検査医による解釈・コメント付き検査報告書、On-Call カンファレンス記録等 20 編を提出すること。
ただし病理組織診断業務に関するもの、内科等の診療業務内容を主とする病歴要約等は含まない。
 - 6) 臨床検査医学 (臨床病理学) に関する筆頭者としての原著論文が 1 編または日本臨床検査医学会あるいは日本臨床検査医学会の各支部が主催する学会 (学術集会、特別例会、支部総会あるいは支部例会) での筆頭演者 (シンポジストも可) の発表 1 報が必須であり、それに加えて原著論文または学会報告 (日本臨床検査医学会および関連学会での報告に限る) が合わせて 2 編 (2 報) 以上あること (2 編とも原著論文、2 報とも学会報告でも 1 編と 1 報でも可、この 2 つについては筆頭著者、演者であることは必要としない)。
 - 7) 研修指導者の推薦があること。
- 受験資格審査、認定試験および認定証交付は、日本臨床検査医学会の責任と基準において実施する。
- 受験資格審査、認定試験および認定証交付に係わる細則については別に定める。
- 臨床検査専門医証の有効期限は 5 年間とし、更新手続きは 5 年ごとに行う。
- 臨床検査専門医は、臨床検査管理医資格を申請により取得できる。

付 則

1. この規定は令和 2 年 7 月 3 日から実施する。
2. 平成 16 年度以降に医師免許証を取得した者は、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院または厚生労働大臣の指定する病院において、2 年以上の臨床研修を修了していること。

3. 本則 2 の 4) で、日本臨床検査医学会の認定する認定研修施設とあるのは、当分の間それに準ずる施設を含む。
4. この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

認定更新制度規定

昭和 63 年 10 月 20 日 制定

平成 8 年 11 月 14 日 第 1 回改定	平成 11 年 3 月 20 日 第 2 回改定
平成 12 年 2 月 26 日 第 3 回改定	平成 13 年 3 月 3 日 第 4 回改定
平成 21 年 5 月 30 日 第 5 回改定	平成 22 年 11 月 13 日 第 6 回改定
平成 23 年 8 月 19 日 第 7 回改定	平成 24 年 2 月 13 日 第 8 回改定
平成 24 年 3 月 24 日 第 9 回改定	平成 26 年 3 月 29 日 第 10 回改定
平成 26 年 10 月 18 日 第 11 回改定	平成 28 年 6 月 11 日 第 12 回改定
平成 28 年 12 月 24 日 第 13 回改定	平成 30 年 7 月 7 日 第 14 回改定
平成 30 年 12 月 22 日 第 15 回改定	令和 2 年 7 月 3 日 第 16 回改定

1. 日本臨床検査医学会は臨床検査専門医の水準を保持するため、次の方式により認定更新制度を施行する。
 2. 認定更新の申請を行うものは認定後も継続して申請時まで日本臨床検査医学会の会員でなければならない。
 3. 認定更新は臨床検査専門医・管理医審議会の中に設置された受験・更新資格審査委員会が行う。
 4. 認定更新は、認定を受けてから 5 年間に、日本臨床検査医学会臨床検査専門医・管理医審議会が指定した教育企画に参加し、下記の所定研修単位を取得したものについて行う。
 - (1) 更新に必要な総単位数は 50 単位以上とする。
 - (2) 上記(1)のうち 25 単位以上は、A. 日本臨床検査医学会の企画したものへの参加により取得したものとす。(これには発表・報告の単位は含まない)。
 - (3) 上記(2)の A. 25 単位の中には、日本臨床検査医学会総会ないしは日本臨床検査医学会特別例会のいずれかに 1 回以上参加した単位が含まれていること。
 - (4) 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する医療安全に関する講習会、あるいは、日本専門医機構が認定する共通講習(医療安全)に 1 回以上出席すること。
 5. 認定更新に必要な研修単位取得の対象となる企画と参加等に関する単位数は、下記の表により計算する。
 - (1) A. 日本臨床検査医学会への発表・報告による単位は、筆頭者のみに加算をし、この加算は 1 回の会合につき 1 題に限り認定する。
 - (2) D. のその他の関連学会とは以下の学術団体が主催する講演会や教育セミナー等を指す。
日本内科学会、日本病理学会、日本臨床化学会、日本検査血液学会、日本血液学会、日本感染症学会、日本化学療法学会、日本臨床微生物学会、
 - 日本輸血・細胞治療学会、日本臨床検査自動化学会、日本 ME 学会、日本超音波学会、日本医療情報学会、日本睡眠学会、日本人類遺伝学会、日本臨床細胞学会、日本人間ドック学会、日本総合健診医学会、日本臨床生理学会、日本遺伝子診療学会、日本血栓止血学会。
 - (3) 日本臨床検査医学会誌「臨床病理」の筆頭者、共同発表者はそれぞれ所定の単位(括弧内は共同発表者)の単位を認める。その他の学術論文は、レフリー制度の確立している学術誌で臨床検査医学(臨床病理学)に関連したものとし、著者名、題名、雑誌名、巻、頁、出版年度の順に記し、筆頭者のみ所定の単位を認める。
 - (4) 初回の認定更新を受けるものは、単位に、F. 日常業務での報告書(20 編)を含むこと。ただし、日常業務での報告書には病理報告書、内科等の診療記録(入院サマリー記録等)は含めない。
6. 認定更新の単位登録は、本会および日本臨床検査専門医会の主催するものについては所定の方式で行う。日本臨床検査医学会および日本臨床検査専門医会の主催するもの以外については、学会や講演会に参加したことを証明する書類、例えば、参加費の領収証、参加証明書あるいはそのコピーなどを添付すること。
参加単位の登録手続きに関しては別に指示する。
 7. 認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間内に取得した単位数が、更新に必要な単位数に満たないときは、認定更新の保留を申し出て、所定の単位数を満たした時に再申請をすることができる。なお保留期間は 2 年間までとし、保留期間中は認定証が失効するので日本臨床検査医学会臨床検査専門医を呼称することはできない。但し、海外留学、病気、その他のやむを得ない特別な事情による場合は、その事情を記した書類を添付し保留期間の延長を申請し、かつ受験・更新資格委員会がその事情を正当な理由

と認めただけに限り、資格失効の日から 5 年を限度に保留期間の延長ができる。

8. 保留期間を超過した場合であっても、更新に必要な所定の単位数を取得し、臨床検査医学総論を受験し、これに合格すれば更新資格が復活する。

付 則

1. この規定は令和 2 年 7 月 3 日から実施する。
2. この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

臨床検査専門医の認定更新に必要な単位数表

	参加	発表・報告
A. 日本臨床検査医学会学術集会	15	3
日本臨床検査医学会特別例会	10	2
日本臨床検査医学会支部総会	5	2
日本臨床検査医学会支部例会	3	2
その他、日本臨床検査医学会が主催または後援する学術講演会	3	0
B. 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する リスクマネジメントに関する講習会	5	0
日本専門医機構が認定する共通講習(医療安全)	5	0
C. 日本臨床検査専門医会が主催する教育セミナー	10	0
日本臨床検査専門医会が主催する講習会	5	0
D. その他の関連学会が主催する講演会、セミナー	2	0
E. 日本臨床検査医学会「臨床病理」掲載の学術論文(1 編)	—	10(5)
その他のレフリー制度が確立している学術論文(1 編)	—	3
F. 日常業務での報告書(20 編)	—	10
G. 日本医学会総会	5	0

※ 必須条件

更新に必要な総単位数は 50 単位以上とする。

- (1) 50 単位のうち 25 単位以上は、A. 日本臨床検査医学会の企画したものへの参加により取得したもの。その 25 単位には、日本臨床検査医学会学術集会ないしは日本臨床検査医学会特別例会のいずれかに 1 回以上参加した単位が含まれていること。(これには発表・報告の単位は含まない)。
- (2) 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する医療安全に関する講習会あるいは、日本専門医機構が認定する共通講習(医療安全)に 1 回以上参加すること。
- (3) 初回の認定更新を受けるものは、単位に、F. 日常業務での報告書(20 編)を含むこと。ただし、日常業務での報告書には病理報告書、内科等の診療記録(入院サマリー記録等)は含めない。

認定研修施設規定

昭和 52 年 10 月 24 日 制定

昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定 平成 11 年 3 月 20 日 第 2 回改定
平成 13 年 3 月 3 日 第 3 回改定 平成 17 年 12 月 17 日 第 4 回改定
平成 19 年 3 月 31 日 第 5 回改定 平成 19 年 12 月 22 日 第 6 回改定
平成 20 年 3 月 29 日 第 7 回改定 平成 22 年 11 月 13 日 第 8 回改定

1. 日本臨床検査医学会の認定する研修施設は次のごとく定める。
 - 1) 日本臨床検査医学会認定病院、準認定病院および教育関連特殊施設
 - 2) 上記の日本臨床検査医学会認定病院と同等もしくはそれ以上の研修ができると認められた外国の施設
 2. 日本臨床検査医学会認定病院は、臨床検査医学(臨床病理学)を研修する者が本学会の定めた臨床検査医卒後教育カリキュラムによる研修事項を自ら経験し、研修するに十分な下記の条件を満たしていなければならない。
 - 1) 300 床以上の病床を有する病院またはこれに準ずる病院であること。
 - 2) 指導責任者、または指導担当者として、常勤の日本臨床検査医学会臨床検査専門医がいること。
 - 3) 本学会が定める必修 8 学科に関して 2 年間以上にわたる臨床検査医学卒後教育カリキュラムが整備されていること。
 - 4) 機能的に検査の中央化がなされていること。
 - 5) 臨床検査ならびに研究・研修に関する要員、設備、機器、図書などの整備が十分であり、日本臨床検査医学会にその研究成果等が発表されていること。
 - 6) 臨床検査の精度管理と適正使用に関する委員会、臨床病理検討会などが定期的で開催されていること。
 - 7) 剖検ができること。
 - 8) 医療安全、医療倫理に関する研修会・検討会が定期的で開催されていること。
 - 9) 研修医が研修会や教育集会へ参加できるように積極的支援を行える。
 3. 準認定病院は、常勤の日本臨床検査医学会認定臨床検査医が不在であるが、それ以外は日本臨床検査医学会が認定する認定病院の全ての条件を満たす病院を指す。

ただし、指導責任者または指導担当者として、日本臨床検査医学会の会員歴が 5 年以上で臨床検査医学全般に関する指導能力のある専任の医師がいなければならない。
 4. 教育関連特殊施設は、認定病院、準認定病院以外の医療施設、検診施設、検査施設、研究施設およびその他の臨床検査関連の施設であり、臨床検査医として不足した部分の研修を補填することができる施設を指し、以下の条件を満たすものとする。
 - 1) 指導責任者として日本臨床検査医学会臨床検査専門医がいること。

ただしこの場合の臨床検査専門医は非常勤であっても良い。
 - 2) 当該施設で研修可能な、臨床検査医学卒後教育カリキュラムの概略が明文化されていること。
 - 3) 研修に関する要員、設備、機器、図書などの整備が十分であること。
 5. 認定施設の認定期間は 2 年とし、その更新認定は申請書により日本臨床検査医学会が行う。ただし 2 回以上全く問題を指摘されず連続して認定をされた認定病院は、認定条件に大きな変化を生じない限り、その後の認定期間は 5 年とする。
 - 2) 2 年を越えて更新の申請がなされない場合は、研修施設の資格を失う。
 6. 認定施設であっても条件に満たない事項が生じた場合は認定を取り消すことがある。
- ### 付 則
1. この規定は平成 23 年 1 月 1 日から実施する。
 2. この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

臨床検査専門医審議会内規

昭和 54 年 10 月 12 日 制定
昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定
平成 13 年 3 月 3 日 第 2 回改定
平成 19 年 3 月 31 日 第 3 回改定

1. 目的：日本臨床検査医学会の定める臨床検査専門医制度ならびにその実施に関するすべての事項について審議する。
 2. 役員：審議会は若干名の委員をもって構成し、任期は 2 年とする。委員は日本臨床検査医学会長が委嘱し、委員長は日本臨床検査医学会理事長が兼務する。
 3. 委員会：
 - 1) 審議会に下記の委員会をおく。
 - (1) 受験・更新資格審査委員会
 - (2) 研修施設・指導医(者)認定委員会
 - (3) 試験委員会
 - (4) その他、専門医制度実施に必要な委員会
 - 2) 各委員会の委員長は審議会委員をもってあてる。
 4. 会議の開催：年 1 回以上委員長が招集する。
- 付 則**
1. この内規は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
 2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

研修施設・指導医(者)認定委員会内規

昭和 54 年 10 月 12 日 制定
昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定 平成 13 年 3 月 3 日 第 2 回改定
平成 14 年 3 月 2 日 第 3 回改定 平成 19 年 3 月 31 日 第 4 回改定

1. 目的：日本臨床検査医学会の定める臨床検査専門医制度による研修施設・指導医(者)の認定に関する必要な事項を検討する。
 - 2) 定期的に(4 年に 1 度)、研修カリキュラムの実効性について、監査・調査する。
 2. 委員：各支部から選ばれた 1 名以上の委員をもって委員会を構成し、委員の任期は 2 年とする。委員は日本臨床検査医学会理事長が委嘱する。
 3. 会議及び審査結果の最終承認：年 1 回以上委員長が会議を招集し、提出された申請書類の内容を参考に、研修施設・指導医(者)についての適否を審査し、その結果を臨床検査専門医審議会に報告し、同審議会において当該委員会による審査結果の最終的な承認を受ける。
- 付 則**
1. この内規は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
 2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

受験・更新資格審査委員会内規

昭和 54 年 10 月 12 日 制定
昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定 平成 13 年 3 月 3 日 第 2 回改定
平成 14 年 3 月 2 日 第 3 回改定 平成 19 年 3 月 31 日 第 4 回改定
平成 28 年 3 月 27 日 第 5 回改定

1. 目的：日本臨床検査医学会が定める臨床検査専門医制度および臨床検査管理医制度による認定試験受験者の受験資格と臨床検査専門医・管理医の更新資格、およびその関連事項について検討する。
 - 2) 臨床検査専門医・管理医試験受験者の受験資格、専門医の更新資格について、監査・調査する。
 2. 委員：若干名の委員をもって委員会を構成し、委員の任期は 2 年間とする。委員は日本臨床検査医学会理事長が委嘱する。
 3. 会議及び審査結果の最終承認：年 1 回以上委員長が会議を招集し、会議における決定事項を臨床検査専門医審議会に報告し、同審議会において当該委員会による資格審査結果の最終的な承認を受ける。
- 2) 臨床検査専門医については受験生から提出され

た研修記録を委員全員で回覧し、研修の達成度などの審査を行う。

- 3) 臨床検査専門医については受験生から提出された研修記録の確認を受験生の属する支部長を介して行う。
- 4) 申請書類に不正が認められた場合には、資格審

査委員会で審議し、適正な理由がないかぎり不合格とする。

付 則

1. この内規は平成 28 年 3 月 27 日から実施する。
2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

試験委員会内規

昭和 54 年 10 月 12 日 制定

昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定 平成 13 年 3 月 3 日 第 2 回改定
平成 16 年 8 月 21 日 第 3 回改定 平成 19 年 3 月 31 日 第 4 回改定

1. 目的：日本臨床検査医学会が定める臨床検査専門医制度による認定試験の方法、内容など認定試験について必要な事項を検討する。
2. 委員：若干名の委員をもって委員会を構成し、委員の任期は 2 年とする。委員は日本臨床検査医学会理事長が委嘱する。
3. 会議：年 1 回以上委員長が招集し、会議における決議事項は審議会に報告し、承認をうけるものとする。
4. 認定試験の実施：認定試験は有資格者について、年 1 回実施するものとし、毎回、別に設ける試験実行委員会が責任をもって行う。
 - 2) 試験内容に著しい難易度の差がないように試験委員会が調整を行う。
5. 認定試験の合否判定：試験実行委員会において試験成績を集計し、試験実行委員会・試験委員会合同会議にて合否案を作成し、合否の判定は試験委員会が行い、審議会が認定するものとする。
 - 2) 試験結果に著しい差異が生じた場合には試験委員会が調整を行う。
 - 3) 試験において不正行為が認められた場合には、試験委員会で審議し、不合格とする。
なお、試験実行委員会については別に定める。

付 則

1. この内規は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

認定試験内規

昭和 58 年 10 月 7 日 制定

昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定 平成 12 年 2 月 26 日 第 2 回改定
平成 13 年 3 月 3 日 第 3 回改定 平成 16 年 8 月 21 日 第 4 回改定
平成 19 年 3 月 31 日 第 5 回改定 平成 22 年 11 月 13 日 第 6 回改定
平成 23 年 8 月 19 日 第 7 回改定 平成 26 年 10 月 18 日 第 8 回改定
令和 2 年 7 月 3 日 第 9 回改定

1. 試験の性格
認定試験(以下試験という)は資格試験であって、選抜試験ではない。したがって、あらかじめ合格者定数を定めることはない。
2. 試験の実施時期および実施要領の公示
 - 1) 試験は有資格者について、当分の間、年 1 回、1 カ所で、約 2 日間の日程で行う。
 - 2) 当該年度の試験実施時期および実施要領については実施 6 カ月以前に公示する。
3. 試験の内容
 - 1) 試験科目は以下の 6 科目とする。
 - a) 臨床検査医学(臨床病理学)総論*
 - b) 一般臨床検査学・臨床化学
 - c) 臨床血液学
 - d) 臨床微生物学
 - e) 臨床免疫学・輸血学
 - f) 臨床生理学

*医療倫理、医療安全、遺伝子関連検査を含む
 - 2) 試験は筆記試験と実地試験(口答試験、実技試験)とする。
 - 3) 筆記試験は原則として記述式および多肢選択問題とする。
 - 4) 口答試験は上記の 1) の a) とし、臨床検査専門

医の中から試験委員長が指名した者が行う。

5) 実技試験は上記の 1) の b)-f) の 5 科目とする。

4. 試験の実施方法

1) 試験は毎回、試験実行委員会(以下、実行委員会という)をおき、責任をもって実施する。

2) 実行委員長は審議会において指名し、実行委員長は臨床検査専門医の中から実行委員を選出し、審議会委員長がこれを委嘱する。

3) 実行委員長の氏名のみを事前に公表するが、他の実行委員の氏名は公表しない。

5. 試験の合否判定と認定方法

1) 筆記試験と実地試験の点数を合計し合否判定を行う。

2) 上記の 6 科目 3-1) の a)-f) については、すべての科目に合格しなければならない。不合格の科目については、全科目合格するまで当該科目を再受験することができる。

3) 合否判定は、カリキュラムの沿った基準を設定し、試験委員会内規の 5. で行う。

4) 合格率は特に定めず、試験に対して適切な解答が得られた受験生を合格とする。

付 則

1. この内規は令和 2 年 7 月 3 日から実施する。
2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

[備考] 臨床検査専門医のための GIOs

日本臨床検査医学会会員が、臨床検査専門医認定試験受験出願時に到達すべき、基幹 GIOs(一般教育目標 ; General Instructional Objectives)は、以下の 7 つである。

1. 各種臨床検査に関して臨床医のコンサルタントとして機能できる。
2. 臨床検査医の診断・コメントが必要な各種検査報告書を発行できる。
3. 臨床検査医学(臨床病理学)の医学部卒前教育を始めとし、その他の学際的分野においても、教育に寄与できる。

4. 臨床検査医学の実践を通じて、予防医学・健康管理の分野で貢献できる。
5. 臨床検査医学の分野での研究能力を育成し、将来的に研究指導ができる。
6. 臨床検査部(室)ならびに臨床検査に関連した部署の適切な管理・運営の基本を身につける。
7. 行政関連ならびに日本医師会、各地区医師会などの精度管理事業の企画・実行に協力し、精度管理調査・監査報告書の作成ができ、さらに立ち入り検査では学識経験者として監視指導ができる。